

平成27年 6 月25日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地

アネスト岩田株式会社

代表取締役 壺 田 貴 弘
社長執行役員

第69期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年 6 月25日開催の当社第69期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第69期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、株主に対する配当財産の割当ては当社普通株式 1 株につき金 8 円50銭と決定いたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
<p>(員数) 第22条 当社の取締役は<u>6名以内とする。</u></p> <p>(代表取締役) 第26条 取締役会は、その決議によって、<u>会社を代表すべき取締役として取締役会長1名、取締役社長1名を選定する。但し、取締役会長を欠員とすることができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(員数) 第22条 当社の取締役は<u>8名以内とする。</u></p> <p>(代表取締役) 第26条 取締役会は、その決議によって、<u>代表取締役を選定する。代表取締役は2名以内とする。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第44条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、取締役に壺田貴弘、飯田紀之、古賀弘志、塚本真也、森本 潔、鈴木正人、米田康三、大島恭輔の8名が選任され就任いたしました。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件

本件は、原案どおり継続することが承認可決されました。

以上

なお、本総会終了後開催されました取締役会において、次のとおり代表取締役が選定され就任いたしました。

代表取締役社長執行役員 壺田貴弘

第69期の配当金のお支払いについて

本株主総会の決議により、当期の期末配当は1株につき8円50銭と決定いたしましたので、同封の書類をご高覧のうえ下記区分にしたがって郵便局（ゆうちょ銀行）または銀行（取扱期間は、平成27年6月26日から平成27年7月31日まで）でお忘れなくお受取りくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 銀行口座、またはゆうちょ銀行口座への振込みをご指定の株主各位につきましては、同封の「配当金計算書」に記載の金額をご指定の銀行口座、またはゆうちょ銀行口座へ振込みさせていただきますので、入金をご確認くださいようお願い申し上げます。
2. 銀行預金口座、またはゆうちょ銀行口座への振込みをご指定されていない株主各位につきましては、同封の「配当金領収証」により郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口で現金をお受取りになれますほか、預金口座のある銀行の窓口で銀行預金口座へご入金することもできます。

下記書類を同封申し上げます。

- ① 第69期事業レポート （全株主各位へ）
- ② 配当金領収証 （銀行・郵便局（ゆうちょ銀行）振込みご指定の方を除く）
- ③ 配当金計算書 （全株主各位へ）
- ④ 配当金振込先のご確認について （銀行・郵便局（ゆうちょ銀行）振込みご指定の方）